

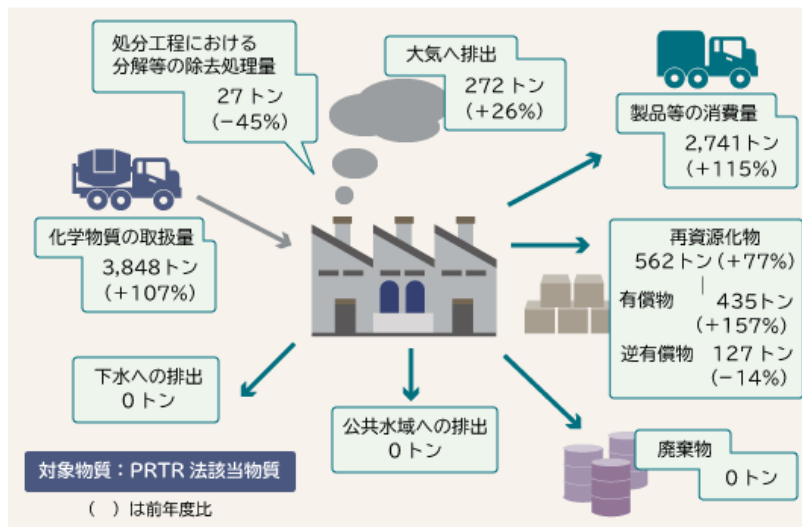
# PRTR法（化学物質排出把握管理促進法）への対応

## 2013年度

PRTR法対象物質（第1種指定化学物質：462物質）のうち、使用している物質の収支結果は下図のとおりです。前年度の報告に比べて、資源を有効活用した製造工程の見直しや生産量の減少により、取扱量・環境への排出量ともに減少しています。

なお、大気、公共水域（下水への排出を含む）への排出については、法規制値より厳しい自主管理基準値を確実にクリアしています。

### ■ 化学物質収支管理の概念図



※対象範囲：日本国内のNEC本体（本社地区+4事業場+研究所）、連結対象の関係会社

### ■ PRTR収支管理結果

単位：トン/年

物質名	取扱量	消費量	除去処理量	リサイクル量	大気への排出量	水域への排出量	移動量(下水道)	移動量(廃棄物)
エタノール (別名エチルアルコール)	4.5	0.1	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.1
コバルト及びその化合物	101.7	84.7	0.0	12.9	0.0	0.0	0.0	4.0
ジクロロペンタフルオロプロパン (別名HCFC-225)	1.5	1.1	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0
1,2,4-トリメチルベンゼン	21.0	10.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
トルエン	198.7	0.3	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0	0.1
アンチモン及びその化合物	28.7	15.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ニッケル化合物	646.5	538.3	0.0	82.3	0.0	0.0	0.0	25.6
フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	2.6	0.0	0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	63.0	56.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.7
1-ブロモプロパン	8.2	2.4	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	0.6
マンガン及びその化合物	2419.8	2015.6	0.0	308.4	0.0	0.0	0.0	95.7
メチルナフタレン	10.3	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
エチルベンゼン	31.1	0.0	4.1	3.2	23.8	0.0	0.0	0.0
キシレン	295.7	7.4	23.2	18.1	237.2	0.0	0.0	0.0
銀及びその水溶性化合物	9.3	4.0	0.0	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0

※取扱量1t以上のものを記載。

※PRTR法に準じ、再資源化していても有価売却でない場合は廃棄物として集計。

なお、廃棄物として集計したのも99.9%以上再資源化している。